平成２８年（フ）第５６５号
横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―252号
債務者　小森　麻希（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
栃木県小山市駅東通り２丁目19番13号
債務者　根本　純子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５３４号
神奈川県藤沢市遠藤866番地の13　スーパースター202
債務者　佐藤文美子（旧姓久原）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６４号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目５番38号　ＴＯＷＮ　ＨＯＵＳＥ103
債務者　浦邉　香織（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０９号
横浜市中区石川町１丁目59番地５　ラ・レジダンス・ド・ピエール402号室
債務者　鈴木　奈緒
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８６号
東京都立川市富士見町７丁目42番408号
債務者　山田　律子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
石川県加賀市片山津温泉桜ヶ丘93番地の７
前田方、従前の住所金沢市石引１丁目４番９号
債務者　矢原　直行
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午前10時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第６号
長崎県南島原市西有家町須川1157番地
債務者　小田　直美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
静岡市清水区能島138番地の11
債務者　鈴木　麻実
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８号
岡山市南区大福305番地プロニティオオフク弐番館205号
債務者　本石　真紀（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５号
岡山市北区出石町２丁目１番３号、旧住所岡山市北区宿235番地１
債務者　角南　秀忠
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７３号
横浜市南区万世町１丁目７番地　和田ビル304
債務者　金　　大吉
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５号
三重県四日市市桜町1180―32、住民票上の住所奈良県吉野郡下北山村大字上池原540番地
破産者　中　　智
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第２９７号
沖縄県豊見城市字翁長801番地２
破産者　新垣ヨシ子（旧姓金城）
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３０１号
沖縄県島尻郡久米島町字西銘116番地の１
破産者　仲村渠　宏
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３７０号
埼玉県越谷市大字平方205―５　ＮＡハイツＩ　201号室、住民票上の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷736
破産者　大石　隆一
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係